

令和5年2月28日

各関係団体 御中

香川県知事 池田 豊人

マスク着用の考え方を見直しを踏まえた対応等について

令和5年2月28日に開催した第126回香川県新型コロナウイルス対策本部会議において、国のマスク着用の考え方を見直しに伴う基本的対処方針の改正を踏まえ、令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方を見直すこととし、これに伴い「イベント等の開催に係る留意事項」について「チェックリスト」等の様式を変更しました。

つきましては、貴職におかれましては、「マスク着用の考え方を見直しについて」(資料1)、「香川県からのお願い(新型コロナウイルス うつらない、うつさない)」(資料2)、「感染拡大防止対策期における対策について」(資料3)、「イベント等の開催に係る留意事項について」(資料4)の貴社(団体)の職員の皆さま及び関係先への周知並びに感染防止対策の徹底について、引き続きご協力をお願いいたします。

(※1) 資料2については、これまで掲示をお願いしていた「香川県からのお願い(感染拡大を止めるには一人ひとりの意識が要)」に替えて、各関係先(施設や店舗、事業所、イベント関連施設など)において、目立つ場所に掲示いただきますようお願いいたします。

県ホームページにデータを掲載していますので、ご活用ください。

なお、必要に応じて厚生労働省リーフレット(参考資料)をご活用ください。

・横型 <https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/5265/utsuranai202302281.pdf>



・縦型 <https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/5265/utsuranai202302282.pdf>



(※2) 「イベント等の開催に係る留意事項」について、「チェックリスト」等の様式は、県ホームページに掲載しています。

令和5年3月13日(月曜日)以降に開催されるイベントについては、変更後の様式をお使いください。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid19_event3.html



(※3) 令和5年2月10日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることが決定されました。また、感染症法上の位置づけが変更された以降は、国の基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととされたことを踏まえ、5月8日以降、県民・事業者への協力要請等は終了となる予定です。